

事務事業名 意思疎通支援事業

出力日：令和07年03月18日

キーコード：225

施 策：	11	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-13-179
基本事業：	03	社会参加の促進と就労支援	担当部	健康福祉部
基本事業の 成果指標	①自立支援給付（訓練等給付）の利用者数 ②音声・言語、聴覚障がい者の手話通訳派遣回数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成11年度 ～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者			1 専任手話通訳者設置（2名） 市役所での各種申請手続きや相談等における意思疎通のための手話通訳や、登録手話通訳者の派遣調整を主たる業務として、専任手話通訳者2名を生活福祉課に配置。 2 登録手話通訳者派遣（20名） 利用登録者から生活福祉課へFAX等による派遣依頼を受け、専任手話通訳者が派遣調整を行い、登録手話通訳者（筑紫野市手話の会）を病院・学校・家庭・職場・市役所等へ派遣。 3 手話奉仕員養成講座開催 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現の技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を実施。 4 聴覚障害者相談員設置 毎月第1・3月曜日に聴覚に障がいを持つ相談員が、手話を用いて聴覚障がい者からの相談を受付。						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）									
聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標
手話通訳者派遣回数		回	384	302	420	420			480
手話奉仕員養成講座を受講した後、活動している人数		人	4	8	5	5			5
5. コスト									
事業費		計	千円	6,698	4,340	8,436	9,147		
		国	千円	1,821	1,334	1,862	3,003		
		県	千円	910	667	931	1,501		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
一般		千円	3,967	2,339	5,643	4,643			
正職員人工数		人工	0.2	0.2	0.2	0.2			
正職員人件費		千円	1,546	1,563	1,605				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	8,244	5,903	10,041	9,147			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
●あがっている ○どちらかといえばあがっている ○あがっていない（停滞・低下）		手話通訳者の派遣回数は減少したが、週2回利用していた1人の方の利用回数が減ったことによる。言語聴覚障がい者にとって、他者との意思疎通を図る場合になくはならない事業である。 市主催の手話奉仕員養成講座について、日中活動ができる手話通訳者の養成のため、令和4年度から昼間開催とした。							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし	課題としては登録手話通訳者の育成と拡大があげられ、手話奉仕員養成研修について方法等今後検討の必要があると思われる。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				■改善方向性		●維持 ○見直し ○廃止 ○事業終了			
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持／事業終了の場合は記入する必要なし）									
■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				■備考・特記事項 or 進行管理欄					
平成11年10月から登録手話通訳者派遣事業を実施。平成13年度からは市役所での手話通訳や、登録手話通訳者の派遣調整を行う専任手話通訳者を生活福祉課に配置した。平成18年度の障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業の市町村必須事業である意思疎通支援事業へと移行した。				平成27年度には、手話言語法制定に対する請願が提出され、今後の動向を注視する必要があると思われる。 障害者差別解消法が平成28年4月1日施行された。 福岡県手話言語条例が令和5年4月1日に施行された。					